

介護保険事業者における「事故報告時の対応」と「記録の整備」に関するサービス毎の根拠法令

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
訪問介護	第 37 条	第 39 条第 2 項第 5 号
訪問入浴介護	第 54 条（準用）	第 53 条の 3 第 2 項第 4 号
訪問看護	第 74 条（準用）	第 73 条の 2 第 2 項第 7 号
訪問リハビリ	第 83 条（準用）	第 82 条の 2 第 2 項第 5 号
居宅療養管理指導	第 91 条（準用）	第 90 条の 2 第 2 項第 4 号
通所介護	第 104 条の 3 第 1 項～4 項	第 104 条の 4 第 2 項第 5 号
通所リハビリテーション	第 119 条（準用）	第 118 条の 2 第 2 項第 5 号
短期入所生活介護	第 140 条（準用）	第 139 条の 2 第 2 項第 6 号
短期入所療養介護	第 155 条（準用）	第 154 条の 2 第 2 項第 6 号
特定施設入居者生活介護	第 192 条（準用）	第 191 条の 2 第 2 項第 7 号
福祉用具貸与	第 205 条（準用）	第 204 条の 2 第 2 項第 6 号
特定福祉用具販売	第 216 条（準用）	第 215 条第 2 項第 5 号

2. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
居宅介護支援	第 27 条第 1 項～3 項	第 29 条第 2 項第 5 号

3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 39 号）

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
介護老人福祉施設	第 35 条第 1 項～4 項	第 37 条第 2 項第 6 号

4. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 46 号）

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
特別養護老人ホーム	第 31 条第 1 項～4 項	第 9 条第 2 項第 5 号

5. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
介護老人保健施設	第 36 条第 1 項～4 号	第 38 条第 2 項第 7 号

6.指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	第 3 条の 38	第 3 条の 40
夜間対応型訪問介護	第 18 条 (準用)	第 17 条第 2 項第 5 号
地域密着型通所介護	第 35 条第 1～第 4 項	第 36 条第 2 項第 5 号
認知症対応型通所介護	第 61 (準用)	第 60 条第 2 項第 5 号
小規模多機能型居宅介護	第 88 条 (準用)	第 87 条第 2 項 7 号
認知症対応型共同生活介護	第 108 条 (準用)	第 107 条第 2 項第 6 号
地域密着型特定施設 入居者生活介護	第 129 条 (準用)	第 128 条第 2 項第 7 号
地域密着型介護老人福祉施設	第 155 条第 1 項～4 項	第 156 条第 2 項第 6 号
看護小規模多機能型居宅介護	第 182 (準用)	第 181 条第 2 項第 9 号

6. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号)

サービスの種類	事故発生時の対応	記録の整備
介護予防支援	第 26 条	第 28 条第 2 項第 5 号